

事務連絡
令和2年3月27日

高知県行政書士会 様

高知県土木部土木政策課

解体工事業の技術者要件に係る経過措置期間終了について

標記の件につきまして、土木政策課のホームページに掲載しておりますので、ご周知ください。

<問い合わせ先>

〒780-8570 高知市丸の内1丁目2番20号
高知県土木部 土木政策課 建設業振興担当
TEL (088) 823-9815

令和2年3月27日

【重要】解体工事業の技術者要件に係る経過措置期間終了について

平成28年6月1日施行の建設業法等の改正により、建設業許可に係る業種区分として「解体工事業」が新設され、これにより、解体工事業を営む者は、「解体工事業」の許可が必要となりました。

許可業者に対する経過措置期間終了について

許可の経過措置期間は、令和元年5月31日をもって終了し、令和元年6月1日以降は、「解体工事業」の許可がない事業者は、「解体工事業」を請け負うことはできません。

技術者に対する経過措置期間について

技術者の経過措置期間は、令和3年3月31日までとなっております。

以下の資格を有する者が解体工事業の「営業所の専任技術者になっている場合」又は「営業所の専任技術者になろうとする場合」は、経過措置期間終了（令和3年3月31日）までに、要件^{*}を満たし、変更届（様式第22号の2）を提出してください。

解体工事業の営業所の専任技術者が要件を満たしていない場合は、「解体工事業」の許可を取り消すこととなります。

（工事現場に配置される技術者（監理技術者又は主任技術者）は、技術者の要件を満たさなければ、技術者になることはできません。）

対象者

- 平成28年3月31日までに合格した
 - ・1級土木施工管理技士
 - ・1級建築施工管理技士
 - ・2級土木施工管理技士（種別：土木）
 - ・2級建築施工管理技士（種別：建築、躯体）
- 技術士法の2次試験（建設部門又は総合技術監理部門「建設」）に合格した技術士

※上記に該当しない建設機械施工管理技士、解体工事以外の実務経験による技術者などの方は、講習を受講しても資格を得られません。

（新たに土木・建築施工管理技士等の資格取得又は解体の実務経験が必要です。）

要件^{*}：登録解体工事講習（次頁参照）の受講
解体工事業の実務経験（1年以上） } どちらかを満たす

<登録解体工事講習について>

下記の2団体で実施しています。申し込み等の詳細は各団体のホームページで確認してください。

1. 公益社団法人全国解体工事業団体連合会

電話：03-3555-2196

HP：<https://www.zenkaikouren.or.jp/lecture/about-lecture/>

※令和2年度の日程は、4月以降発表予定

2. 一般財団法人全国建設研修センター

電話：042-300-1743

HP：<http://www.jctc.jp/kaitai/audit/about/koushusc>

※四国で直近に開催される講習：令和2年6月24日（水）、25日（木）、26日（金）

高松センタービル（事前申し込み要）

<経過措置の技術者資格で営業所の専任技術者になっている方が「解体工事業」の技術者要件を満たした場合>

- ・変更届出書等を土木政策課に提出してください。（専任技術者が交替する場合も同様に提出してください。）

（提出が必要なもの）

- ・変更届出書（様式第22号の2）
- ・専任技術者証明書（様式第8号）
- ・資格を証する書類（写）
- ・解体工事講習修了証（写）または実務経験証明書（様式第9号）
- ・常勤確認資料

土木政策課に
提出してください。

※様式等については、「令和2年度高知県建設工事競争入札参加資格審査申請書作成の手引き」を参照してください。

（土木政策課ホームページ(<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170201/h29tebiki.html>)にも掲載しております。)

<問い合わせ先>

〒780-8570 高知市丸の内1丁目2番20号

高知県土木部 土木政策課 建設業振興担当

TEL (088) 823-9815